## 現 改正後 行 Ⅱ 銀行監督上の評価項目 Ⅱ 銀行監督上の評価項目 Ⅱ-2 財務の健全性等

- Ⅱ-2-6 流動性リスク
- Ⅱ-2-6-2 主な着眼点

(略)  $(1) \sim (4)$ 

- (5) 国際統一基準行においては、流動性カバレッジ比率(銀行法第14条) の2の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準 として定める流動性に係る健全性を判断するための基準(以下「流動」 性カバレッジ比率告示」という。) 第8条に定める単体流動性カバレッ ジ比率をいう。以下同じ。)が最低水準を満たしていることを早期に捕 捉するため、流動性カバレッジ比率を基に作成した近似指標(以下 「近似 LCR」という。) について、以下に掲げるところにより、日次で 算出する態勢を整備しているか(最初に流動性カバレッジ比率を算出 し、当局へ報告した日の翌日より適用)。
  - ①・② (略)
  - ③ 当局への報告

直近月の流動性カバレッジ比率が、最低水準より20%ポイント高 い水準を下回った場合には、速やかに近似 LCR の当局に対する日次 の報告を開始することとしているか。当該日次の報告は、翌月以降

Ⅱ-2 財務の健全性等

Ⅱ-2-6 流動性リスク

Ⅱ-2-6-2 主な着眼点

 $(1) \sim (4)$ (略)

- (5) 国際統一基準行においては、流動性カバレッジ比率(銀行法第14条 の2の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準 として定める流動性に係る健全性を判断するための基準(以下「流動」 性カバレッジ比率告示」という。) 第8条に定める単体流動性カバレッ ジ比率をいう。以下同じ。)が最低水準を満たしていることを早期に捕 捉するため、流動性カバレッジ比率を基に作成した近似指標(以下 「近似 LCR」という。) について、以下に掲げるところにより、日次で 算出する態勢を整備しているか(最初に流動性カバレッジ比率を算出 し、当局へ報告した日の翌日より適用)。
  - ①・② (略)
  - ③ 当局への報告

直近月の流動性カバレッジ比率が、最低水準より10%ポイント高 い水準を下回った場合には、速やかに近似 LCR の当局に対する日次 の報告を開始することとしているか。当該日次の報告は、翌月以降

の流動性カバレッジ比率が、最低水準より <u>20</u>%ポイント高い水準を 上回るまで継続することとしているか。

④・⑤ (略)

の流動性カバレッジ比率が、最低水準より 10%ポイント高い水準を 上回るまで継続することとしているか。

④・⑤ (略)